第十一条第一項第一号	この項及び次項	第十六条において準用するこの項及び次項
第十一条第一項第四号	統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項	匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項
第十一条第一項第五号	委託に係る統計の作成等の内容	匿名データの使用場所及び管理方法
第十一条第一項第六号	統計成果物	匿名データ
第十一条第一項第七号	前各号	第十六条において準用する前各号
第十一条第二項各号列記以外の部分	前項	第十六条において準用する前項
第十一条第三項	第一項	第十六条において準用する第一項
第十二条第一項	前条第一項	第十六条において準用する前条第一項
	統計の作成等	匿名データの提供
第十二条第二項	前項	第十六条において準用する前項
	統計の作成等の実施	匿名データの提供の実施
	当該統計の作成等に係る契約を行うために	定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が
第十二条第三項	前項	第十六条において準用する前項
第十三条第一項	統計成果物	匿名データ
	学術研究又は教育が終了したとき	学術研究、教育又は国際比較が終了したとき（国際比較を行う場合であって、提供依頼申出者が国際比較統計等の提供を行う場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間を経過したとき及び終了したとき）
	又は教育内容の概要	、教育内容の概要、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況
第十三条第二項	統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない	匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする
第十三条第三項	統計成果物又は教育内容の概要、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況	、教育内容、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況
	公表するものとする	公表するものとする。この場合において、国際比較統計等の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする
第十四条	前条第一項	第十六条において準用する前条第一項

附　則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

○総務省令第九十三号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の三第二項及び第十七条の三の三、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十六条第一項ただし書及び第三十三条の規定に基づき、並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）及び一般社団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に伴い、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

総務大臣　原口　一博

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

第四条の五第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）であつて総務大臣の登録を受けたもの又は公益法人以外の法人であつて」を削り、「受けたもの」を「受けた法人」に改める。

第四条の六第一項中「総務大臣又は消防庁長官」を「消防庁長官」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「消防庁長官は、前項の規定」に改め、「が公益法人である場合にあつては総務大臣（第四項において単に「総務大臣」という。）又は登録申請者が公益法人以外の法人である場合にあつては消防庁長官（第四項において単に「消防庁長官」という。）は、登録申請者」を削り、同条第四項中「総務大臣又は消防庁長官」を「消防庁長官」に改める。

第十二条第一項第六号ホ(イ)の表中「B二三一一」を「B二三〇九、B二三一一」に改める。

第三十一条の四第一項中「公益法人で総務大臣が次条の規定により登録するもの又は公益法人以外の法人で」を削り、「登録するもの」を「登録する法人」に改める。

第三十一条の五第一項中「総務大臣又は消防庁長官」を「消防庁長官」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「消防庁長官は、前項の規定」に改め、「が公益法人である場合にあつては総務大臣（次項において単に「総務大臣」という。）又は登録申請者が公益法人以外の法人である場合にあつては消防庁長官（次項において単に「消防庁長官」という。）は、登録申請者」を削り、同条第四項中「総務大臣又は消防庁長官」を「消防庁長官」に改める。